

松山市テレワーク在宅就労促進事業 就労奨励金及び発注奨励金

手続き要領

テレワークを活用した企業活動を支援します！！

平成21年度～

松山市産業経済部地域経済課

◇はじめに

本事業では、就職困難者や在宅でしか働くことのできない方の雇用機会の創出及びテレワーク市場の拡大を図ることを目的としており、就労奨励金と発注奨励金の2つの奨励金制度を設けています。

本要領では、奨励金の内容、申請手続き等について記載しておりますので、「松山市テレワーク在宅就労促進事業就労奨励金及び発注奨励金交付要綱」の補足資料としてご活用ください。

※「テレワーク」とは、
「情報通信技術（IT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」を指します。

就労奨励金について

◇就労奨励金の概要

就労奨励金は、指定事業所（注1）が雇用又は個人請負契約した在宅就労者（注2）の人数に基づいて、別に定める金額を奨励金として交付します。

注1 本事業での「指定事業所」とは、

「次の①～③までの要件をすべて満たす法人又は個人」を指します。

- ① 次のいずれかに該当する事業所
 - ア 在宅就労者（注2）を雇用する全国の事業所（市内含む）
 - イ 在宅就労者（注2）と個人請負契約する市内の事業所
- ② 所在地で課税された直近の市区町村民税等を滞納していない事業所
- ③ 在宅就労業務（※）形態を導入している事業所
 - ※ 「在宅就労業務」とは、
「コンピュータや専用回線等を利用して、自宅で行う業務」を指します。

注2 本事業での「在宅就労者」とは、

「次の①～③までの要件をすべて満たす市民」を指します。

- ① 雇用又は個人請負契約した者
- ② 在宅就労業務を行う者
- ③ 次のア～オまでのいずれかに該当する者
 - ア 母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の子と同居し、生計を一にしている者
 - イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者
 - ウ 60歳以上の者
 - エ 要介護者と同居し、当該要介護者を介護している者
 - オ 小学生以下の子と同居し、生計を一にしている者

※在宅就労者は市民に限るため、①～③を満たしても市外の方は奨励金交付対象とはなりません。

◇奨励金の交付回数・申請期間

就労奨励金は、指定事業所に指定された年度の翌年度から、5回まで交付を受けることができます。

交付申請書は、毎年度4月1日～4月30日の間に提出してください。

◇奨励金の金額

交付申請年度の前年度の3月31日を基準日として、「交付年度実績に応じた単価」に、次に定める「各区分に該当する人数」を乗じた金額が、交付される奨励金の金額となります。

(円)

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
常用雇用者（注1）	50,000	100,000	150,000	100,000	50,000	450,000
短時間労働者（注2）	25,000	50,000	75,000	50,000	25,000	225,000
個人請負契約者	25,000	50,000	75,000	50,000	25,000	225,000

注1 本事業での「常用雇用者」とは、

「雇用保険法（昭和49年法律第116号）で規定する雇用保険の適用を受ける者」を指します。

注2 本事業での「短時間労働者」とは、

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定める者で常用雇用者でない者」を指します。

※具体的には、週20時間以下の勤務を行うパートタイマー、アルバイト等

<計算例>

①申請年数1年目

常用雇用者：5名、個人請負契約者2名の場合

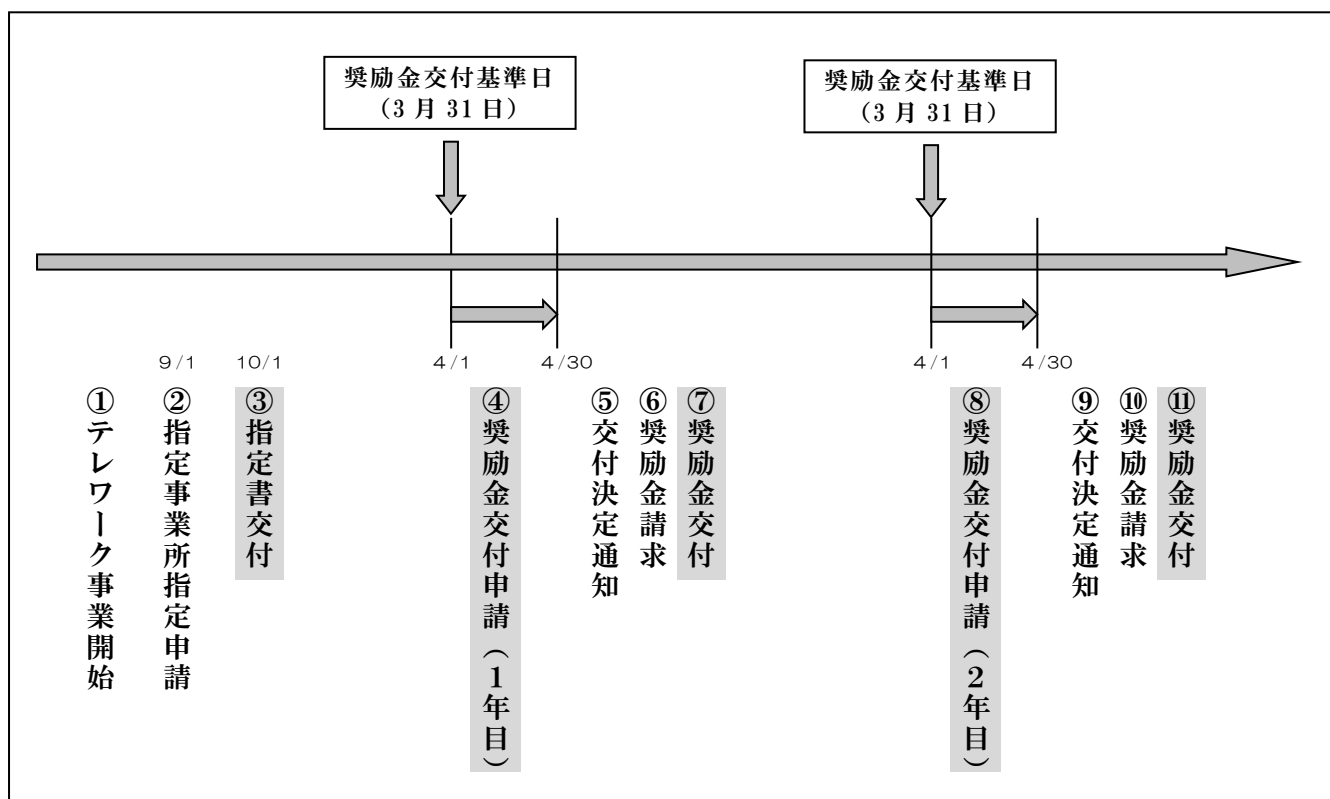
$$(50,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 名}) + (25,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名}) = 250,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} = \underline{300,000 \text{ 円}}$$

②申請年数4年目

常用雇用者：2名、短時間労働者：3名、個人請負契約者：3名の場合

$$(100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名}) + (50,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 名}) + (50,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 名}) \\ = 200,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円} = \underline{500,000 \text{ 円}}$$

◇申請の流れ



- ①② テレワークの事業を開始した場合は、「就労奨励金指定事業所指定申請書（様式第1号）」を提出してください。（添付資料については事前にご相談ください。）
- ③ 指定事業所指定の可否について通知します。
- ④ 指定事業所の指定書の交付を受けた場合は、指定を受けた翌年度の4月1日～4月30日の間に「就労奨励金交付申請書（様式第8号、第8号の2）」を提出してください。（添付資料についてはチェックリストを参照のこと。）
- ⑤ 奨励金交付の可否について通知します。
- ⑥ 奨励金交付決定を受けた場合は、「就労奨励金請求書（様式10号）」を提出してください。
- ⑦ 請求書が届いてから30日以内に指定口座へ入金します。
- ⑧～ 2年目以降は④～⑦の手続きを同様に行ってください。

発注奨励金について

◇発注奨励金の概要

発注奨励金は、市内の指定事業所（注1）に対して、在宅就労業務（注2）を発注した全国の発注事業所に対して発注金額の10%を奨励金として交付します。

注1 本事業での「指定事業所」とは、

「就労奨励金の交付対象事業所として松山市が指定した事業所」を指します。

注2 本事業での「在宅就労業務」とは、

「コンピュータや専用回線等を利用して、自宅で行う業務」を指します。

※市外の指定事業所に対して発注した業務については、奨励金の対象とはなりません。

◇奨励金の交付対象者

交付対象者は、次の①、②の要件を満たす全国の事業所（市内含む）です。

①指定事業所と連結決算の関係にないこと。

②所在地で課税された直近の市区町村民税等を滞納していないこと。

◇奨励金の金額

発注奨励金の金額は、交付対象者が指定事業所に発注した金額（消費税及び地方消費税を除く）の10%となります。

ただし、千円未満に端数があるときは、切捨てとなります。

<計算例>

5,000,000円（税込）の業務を発注した場合

発注金額（税抜）は4,629,630円のため、 $4,629,630円 \times 10\% = 462,963円$

462,963円の千円未満の端数切捨て → 462,000円

◇奨励金の金額・申請回数

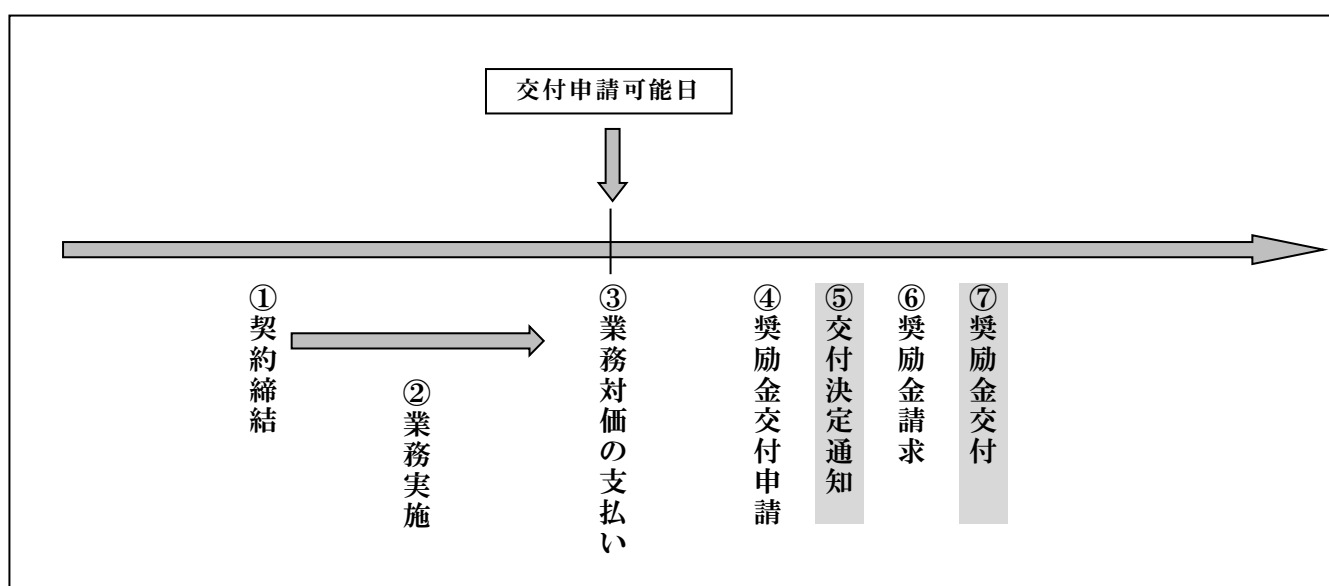
奨励金の申請回数に上限はありませんが、1年度に交付される奨励金上限額は500万円となります。

◇発注奨励金 対象業務の条件

奨励金の対象となる発注業務は、次の①～④までの要件を満たす必要があります。

- ①発注事業者の自らの業として行う業務であること。（中間搾取の禁止）
- ②発注業務が在宅就労者に分担され、適正に完遂されたものであること。
- ③発注業務1件の金額が5万円以上であること。
- ④発注業務を完了し、その対価の支払いを終えていること。

◇申請の流れ



- ①②③ 通常どおり契約締結→業務実施→対価の支払いを行ってください。
- ④ 契約が完了し、対価を支払った後に、「発注奨励金交付申請（様式第13号、第13号の2）」を提出してください。（添付資料についてはチェックリストを参照のこと。）
- ⑤ 奨励金交付の可否について通知します。
- ⑥ 奨励金交付決定を受けた場合は、「発注奨励金請求書（様式15号）」を提出してください。
- ⑦ 請求書が届いてから30日以内に指定口座へ入金します。

◇その他

<報告>

奨励金の交付を受けた事業所は、市が必要と認める場合に行う事業の進捗状況、経理状況等について報告又は検査に応じる必要があります。

<書類の管理>

奨励金の交付を受けた事業所は、事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

<監査>

市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。

◇お問い合わせ

●手続きに必要な各様式は、松山市地域経済課のホームページからダウンロードできます。

松山市公式HP→くらしの情報→産業→産業創出

→松山市テレワーク在宅就労促進事業（就労奨励金及び発注奨励金）

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）産業創出・国際経済担当
〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2
TEL (089) 948-6710 ・ FAX (089) 934-1844

より多くの方に、当市の『テレワーク制度』を

ご活用いただけることを期待しています!!

皆様のご相談をお待ちしております!!

